京都市告示第138号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規定により、平成28年度の地籍調査事業を次のとおり実施します。

平成28年5月23日

京都市長 門 川 大 作

- 1 事業計画が定められた日平成28年4月1日(8農村第424号)
- 2 調査を実施する者の名称 京都市
- 3 調査地域及び調査期間

平成28年度地籍調查事業計画

						参	考
調査を行う	調査地域	調	査	期	間		
者の名称						面積	測量の
						Km ²	方式及
							び縮尺
京都市	京都市上京区櫛笥町,中書町,二町	平成 2	9年	3月	3 1 日	0. 17	地上法
	目,三町目,南伊勢屋町の一部,北	まで					1/500
	伊勢屋町の一部、左馬松町の一部、						
	中務町の一部、小山町の一部、西院						
	町の一部、浮田町の一部、中村町の						
	一部,田中町の一部,十四軒町の一						
	部、尼ケ崎横町の一部、西神明町						
	,東神明町の一部,田村備前町の						
	一部,弁天町の一部,福島町の一						
	部及び二本松町の一部						

平成28年度地籍調査事業計画(前年度翌債分)

			参	考
調査を行う	調査地域	調査期間		
者の名称			面積	測量の
			$K m^2$	方式及
				び縮尺
京都市	京都市上京区主税町, 聚楽町, 四町	平成28年10月31日	0.20	地上法
	目,小山町の一部,中務町の一部,	まで		1/500
	西院町の一部、南伊勢屋町の一部、			
	左馬松町の一部、北伊勢屋町の一部			
	, 田中町の一部, 十四軒町の一部,			
	尼ケ崎横町の一部、西神明町、東			
	神明町の一部、田村備前町の一部			
	,弁天町の一部,福島町の一部及			
	び二本松町の一部			

(行財政局資産活用推進室)